

**大阪医科薬科大学 総合医学研究センター病態モデル先端研究部門
運営委員会細則**

(昭和63年10月19日施行)

(目 的)

第1条 大阪医科薬科大学総合医学研究センター病態モデル先端研究部門管理運営細則第8条第2項の規定に基づき、病態モデル先端研究部門（以下、「病態モデル部門」という。）及び病態モデル先端研究施設（以下、「病態モデル施設」という。）における運営委員会（以下、「委員会」という。）について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病態モデル部門及び病態モデル施設の管理及び維持運営に関する事項
- (2) 実験動物の使用及び保管に関する事項
- (3) 病態モデル部門及び病態モデル施設の予算及び決算に関する事項
- (4) その他、病態モデル部門及び病態モデル施設に関する重要事項

2 病態モデル施設の利用については、別に定める。

(組 織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 病態モデル部門長
 - (2) 病態モデル部門副部門長
 - (3) 総合教育、基礎医学、臨床基礎医学、臨床医学担当の教員各1名
 - (4) 利用者会議長及び副議長
 - (5) その他、部門長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号をもって充てる。
- 3 委員長及び委員は、総合医学研究センター長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 6 委員長及び委員は部門長の任期に準ずる。ただし、第1項第3号から第5号の委員は、再任を妨げない。

(議 事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席（委任状を含む。）により議事を開くことができる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

3 委員会は、3か月ごとに開催する。急を要する審議が必要な場合は、臨時で開催する

ことができる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(報告等)

第5条 病態モデル部門長は、総合医学研究センター運営委員会へ定期的に活動状況等を報告する。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は、部門長の発議により医学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。